

令和7年5月31日

合同会社UASテクノ規則第8号

合同会社UASテクノにおける研究活動等の不正防止に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、合同会社UASテクノ（以下「会社」という。）における研究活動等の不正行為の防止に関し必要な事項を定め、もってその運営及び管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、国の省庁、省庁が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、寄附金、補助金及び委託費等を財源として会社が扱う全ての経費をいう。

2 この規則において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（外部資金等を用いた場合の支援者への申請、報告を含む。）及び公的研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用 実体を伴わない謝金又は給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること及び実体を伴わない旅費を支払わせること等、法令、公的研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）の規則及び会社の規則等に違反する経費の使用を故意若しくは重大な過失により行うこと。

3 この規則において「不適切行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（外部資金等を用いた場合の支援者への申請、報告を含む。）及び公的研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- (2) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (3) 公的研究費の不適切使用 公的研究費の使用に際し、法令、資金配分機関の規則及び会社の規則等に違反する経費の使用を過失により行うこと。
- (4) その他 前3号に規定するもののほか、研究倫理に反する行為をすること。

4 この規則において「構成員」とは、研究者（共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む。）、事務社員及び資金配分機関から競争的資金の配分を受けた非常勤社員、会社の研究活動及び公的研究費の運営管理に携わる全ての者をいう。

5 この規則において「不正防止のための教育」とは、コンプライアンス教育及び研究倫理教育双方の総称である。

（１）コンプライアンス教育 構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルール及びそれに伴う責任等を理解させるために実施する教育をいう。

（２）研究倫理教育 論文及び研究成果を発表する研究活動に携わる者に求められる倫理規範等を修得させるための教育をいう。

6 この規則において「研究データ」とは、実験の生データ、実験ノート、実験試料及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文及び研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

7 この規則において「部課係」とは、会社における階層組織をいう。

第2章 組織の責任体制

（最高管理責任者）

第3条 代表社員は、研究活動等の不正防止について最終責任を負う最高管理責任者として、会社全体の研究活動等の不正防止の取組を推進するものとする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動等の不正防止に関する取組が行えるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者から当該年度の不正防止に関する実施状況等について報告を求め、その進捗を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを図るものとする。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、代表社員が指名する業務執行社員をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、会社全体の具体的な対策の策定、実施及び実施状況の確認を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

3 兼任の定義

会社において、部課係が存在しない場合には、最高管理責任者が兼任するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部課係における研究活動等の不正防止について実質的な責任と権限を持つ者とし

て、コンプライアンス推進責任者を置き、代表社員学長が指名する業務執行社員副学長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 部課係における対策を講じ、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者への報告を行う。

(2) 研究活動等の不正防止を図るため、構成員に対する不正防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督を行う。

(3) 構成員が、適切に研究活動等の取組を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導を行う。

3 兼任の定義

会社において、部課係が存在しない場合には、最高管理責任者が兼任するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備と構成員の責務

(環境整備の指針)

第6条 研究活動等の不正防止に関する各種規則及び体制等の整備にあたっては、業務の実態と職務権限等に乖離があるか否か、構成員にとってわかりやすいルールであるか否かを定期的に確認し、必要に応じて適切に見直しを行い、構成員に周知を図るものとする。

2 会社の規則及びルール等を見直す場合には、それに基づく業務が適切に運用できているか否かを確認するため、モニタリングの観点を盛り込むものとする。

3 研究活動等の不正防止に関する取組及び規則等について、会社内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口を設置し、その窓口を公開するものとする。

4 研究活動等の不正防止に関する会社の管理運営体制、関係規則及び各種取組等については、積極的にホームページにより会社内外に情報を公開するものとする。

(行動規範)

第7条 不正行為及び不適切行為（以下「不正行為等」という。）を防止するため、行動規範を公開するものとする。

(教育の実施)

第8条 不正行為等を防止するため、構成員に研究活動等の不正防止のための教育を受講させるものとする。

2 不正防止のための教育を実施するにあたっては、構成員の職種や業務実態に則した教育が受講できるよう留意するものとする。

3 教育実施後には、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書を提出させ、保管するものとする。

(構成員の責務)

第9条 構成員は、高い倫理観を保持し、不正行為等を行ってはならない。

2 構成員は、不正行為等を防止するために学内規則等を遵守するとともに、コンプライアンス推進者の指示に従わなければならない。

3 構成員となった時点で会社が定める不正防止のための教育を必ず受けなければならない。また、最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならない。

4 構成員は、前項で定める教育を最初に受ける際に教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（別記様式第1号）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（懲戒処分）

第10条 最高管理責任者は、構成員が前条に挙げる事項に反した場合、合同会社UASテクノロジー従業員就業規則第33条の規定に基づき、懲戒処分を行うものとする。

第4章 不正行為等に係る申立て、調査及び処分

（申立て窓口の設置）

第11条 不正行為等に関する申立て又は相談（以下「申立て等」という。）を行う者（以下「申立者」という。）からの申立て等は、申立て窓口で受け付けるものとする。

2 申立て窓口は、広報関係を取り扱う部課係の長とする。

3 兼任の定義

会社において、部課係が存在しない場合には、最高管理責任者が兼任するものとする。

（申立て等の取扱）

第12条 不正行為等があると思料する者は、何人も申立て窓口を通じ、申立て等を行うことができるものとする。

2 申立て等は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

3 申立て等は、原則として申立者の氏名、所属、住所等並びに不正行為等を行ったとする研究者又は研究グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、申立者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該申立者に対しての本規則に規定する通知及び報告は、申立て窓口を通じて行うものとする。

4 申立て窓口は、匿名による申立て等があったときは、不正行為等を行ったとする研究者又は研究グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。この場合において、当該申立者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

5 報道、会計検査院及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為等の疑いが指摘されたときは、第3項に規定する申立てを受け付けたものとして取扱うものとする。

6 インターネット上に会社に係る不正行為等の疑いが掲載されている（不正行為等を行

ったとする研究者又は研究グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。) ことを会社が独自に把握したときは、第3項に規定する申立てを受け付けたものとして取扱うものとする。

7 会社以外の機関に係る内容の申立て等があった場合には、当該機関へ回付するものとする。

8 申立て窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立て等がなされたときは、申立者(匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。以下同じ。)に、申立て等を受け付けたことを通知するものとする。

9 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、申立者に対して申立ての意思があるか否かを確認するものとする。この場合において、申立ての意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができるものとする。

10 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められているという申立て等については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、被申立者に警告を行うものとする。

(申立者及び被申立者の取扱)

第13条 最高管理責任者は、申立内容や申立者の秘密を守るとともに、申立て等についての調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、申立者及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、その事案について公に説明することができるものとする。ただし、申立者及び被申立者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

3 最高管理責任者は、悪意(被申立者を陥れるため、あるいは被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えること及び被申立者が所属する機関等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことを理由に、申立者に対し審査終了までは、解雇、降格、減給及びその他の不利益な取扱をしてはならない。

4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に申立て等がなされたことのみをもって、被申立者に対し審査終了までは、研究活動を部分的又は全面的に禁止してはならない。また、同様に解雇、降格、減給及びその他の不利益な取扱をしてはならない。

(申立て等の報告及び予備調査)

第14条 申立て窓口は、申立て等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者及び監事へ報告し、情報共有を図るものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について受け付けることが妥当と判断した場合は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びその他最高管理責任者が指名

する者に予備調査を行わせるものとする。ただし、申立者及び被申立者と利害関係がある者は調査から除外しなければならない。

3 最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があった場合は、当該申立て等の信憑性、内容の合理性、研究データの保存期間を超えるか否かなど調査可能性等について調査を行い、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、申立て等の受付から30日以内に申立て等の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関及び文部科学省等（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を申立者及び被申立者（当該被申立者が会社以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関を含む。）に通知し、調査への協力を求めるものとする。また、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて申立者に通知するものとする。

6 最高管理責任者は、調査の実施の決定から30日以内に次条の調査委員会を立ち上げ、調査の実施に着手させるものとする。

（調査委員会）

第15条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、最高管理責任者のもとに調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させるものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は会社には属さない外部有識者とする。

（1）業務執行役員、一般社員の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

（2）弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、最高管理責任者が指名する社外の有識者 若干名

3 前項の委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、前項の委員のうち、社外の有識者については、会社と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、第2項の委員の中から最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

5 最高管理責任者は委員会を組織した後、被申立者を含む調査の対象者等（以下「調査対象者」という。）及び申立者に委員の氏名、所属等を含む委員会構成を通知するものとする。

6 調査対象者及び申立者は、委員会構成の公正性に問題があると判断したときは、委員会構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができるものとする。最高管理責任者はその内容を確認し、妥当と認めたときは、委員会構成を変更するとともに、その旨を調査対象者及び申立者に通知するものとする。

(守秘義務)

第16条 委員会の委員及び本規則に基づき不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第17条 委員会は、不正行為等について、不正行為等の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を調査するものとする。また、内容により調査対象者の他の事案における不正行為等の有無について調査すべきと思料される場合は、申立て等があった事案以外の調査も行うものとする。なお、調査にあたっては、調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができるものとする。

4 委員会は、再実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、又は調査対象者自らの意思によりそれを申し出て委員会がその必要性を認める場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、最高管理責任者により合理的に必要と判断される範囲内において、委員会の指導及び監督の下にこれを行うものとする。

5 委員会は、関連する部課系の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができるものとする。

6 委員会は、必要な範囲で、調査対象者に対し調査事案に係る公的研究費の使用停止や研究活動の停止を命ずることができるものとする。

(調査への協力等)

第18条 調査対象者及び申立者等の関係者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とし、会社の要請に対し誠実に対応しなければならない。

(証拠の保全)

第19条 最高管理責任者は調査にあたって、申立て等があった事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合において、これらの措置に影響しない範囲内であれば、調査対象者の研究活動を制限しないものとする。

(悪意に基づく申立て)

第20条 委員会が、調査の過程において当該申立てが悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該申立てを悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告するものとする。なお、この認定を行うにあたっては、当該申立者に弁明の機会を与えなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、申立者（当該申立者が会社以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関を含む。）、被申立者並びに資金配分機関がある場合はその機関に通知するものとする。

3 第1項及び第22条による調査の結果、悪意に基づく申立てであると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該申立者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

（認定）

第21条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為等の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、調査の開始から、研究における不正行為等にあつては150日以内、公的研究費の不正使用及び不適切使用にあつては90日以内に認定を行い、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査対象者（当該調査対象者が会社以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関を含む。）及び申立者に対し、調査結果を通知するとともに、その事案に係る関係機関に報告するものとする。

（不服申立て）

第22条 調査対象者及び申立者は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあつた場合は、委員会に対して不服申立ての審査を指示するものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。

3 前項の審査の指示があつた場合、委員会（前項の委員会に代わる者を含む。以下、同条において同じ。）は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

4 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定したときは、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立てをした者に当該決定を通知するものとする。

5 委員会は、当該事案の再調査を行う決定を行った場合は、不服申立てをした者に対し、前条第2項の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、その場合には最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立てをした者に当該決定を通知するものとする。

6 最高管理責任者は、調査対象者から不服申立てがあつた場合は申立者に、申立者から不服申立てがあつた場合は調査対象者に通知するとともに、その事案に係る関係機関に報告するものとする。なお、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 委員会は、再調査の開始から、研究における不正行為等にあつては50日以内、公的研

究費の不正使用及び不適切使用にあっては30日以内に、前条第2項の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

8 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査対象者（当該調査対象者が会社以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関を含む。）及び申立者に対し、調査結果を通知するとともに、その事案に係る関係機関に報告するものとする。

9 第20条第1項の悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、申立者が所属する機関（当該申立者が会社に所属する者であった場合は除く。）及び被申立者に通知するとともに、その事案に係る関係機関に報告するものとする。

10 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、委員会に対して再調査の実施を指示し、委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

11 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、申立者（当該申立者が会社以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関を含む。）及び被申立者に対し、調査結果を通知するとともに、その事案に係る関係機関に報告するものとする。

12 不服申立てをした者は、委員会の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

（調査結果の報告）

第23条 委員会の委員長は、第20条及び第21条による調査結果の通知後、調査対象者及び申立者から不服申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第2項による不服申立てに対する決定を行った場合は、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出するものとする。

（措置）

第24条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を調査対象者及び申立者、関連する部課長の長に通知するとともに、関係機関に対して、研究における不正行為等にあつては申立て等の受付から原則290日以内、研究費の不正使用及び不適切使用にあつては210日以内に、関係者の処分、不正行為等の発生要因、調査対象者が関わる他の事案の状況、再発防止策等必要事項をまとめ報告するものとする。なお、上記の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出するものとする。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為等の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告するものとする。

3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該関係機関から公的研究費の返還命

令を受けたときは、調査対象者に当該金額を返還させるものとする。

5 当該事案の内容について悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為等が認められなかったときは、必要に応じて申立者及び調査対象者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

7 最高管理責任者は、調査の過程において本規則で規定する関係機関への最終報告期限を延長する合理的理由があると判断する場合は、関係機関と協議し、最終報告期限の延長が認められた場合のみ、その認められた期間を延長することができるものとする。

（調査結果の公表）

第25条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為等があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為等がなかったと認められたときは、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が学外に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。また、悪意に基づく申立てであると認められたときも、調査結果を公表するものとする。

（委員会の事務）

第26条 委員会に関する事務は、最高管理責任者指名の社員が担当する。

第5章 研究データの保存及び公開

（機関としての取組）

第27条 会社の構成員が発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、構成員に対して研究データを保存し、必要な場合に公開することを義務付けるものとする。

（保存する研究データ）

第28条 保存対象とする研究データは、構成員が外部に発表した研究成果に関するものとする。

2 構成員の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると思われるものを構成員が自ら決めるものとする。

3 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、第2項の観点に準じ、構成員が担当した部分について証明が可能な研究データを保存するものとする。

（研究データの保存期間）

第29条 前条で規定する研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則5年とする。

2 研究分野の特性により、5年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができるものとする。

3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めるものとする。ただし、法令等の保存期間が5年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第1項の期間に準じて保存期間を定めるものとする。

4 共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、研究データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めるものとする。

（保存する研究データの管理方法）

第30条 構成員の研究データについては、個々の構成員単位で研究データ保管管理簿（以下「管理簿」という。）に、研究成果を発表した都度、情報を追記して管理するものとする。

2 保存期間を経過した研究データについては、適切に破棄するとともに管理簿の情報も適切に修正するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、部課係における管理状況を定期的に確認し、適正に研究データが保存されていることを確認し、状況を統括管理責任者に報告するものとする。

（構成員の異動及び退職時の研究データの取扱）

第31条 構成員が他機関への異動若しくは定年退職等により会社を離れる場合（以下「社外への異動者」という。）、社外への異動者が管理する研究データ（指導する学生の研究データも含む。以下同じ。）については、研究データ引継ぎ等証明書（以下「証明書」（別記様式第3号）という。）を作成の上、原則会社が継続して管理し、保存するものとする。

2 社外への異動者は他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを持ち出した場合は、管理簿及び証明書をもとに作成した持ち出しデータのリストにより統括管理責任者に申請し、承認を得て持ち出すことができるものとする。ただし、持ち出す研究データは複製を作成し、オリジナル又は複製を会社に残すこととし、複製が難しい研究データについてはその取扱についてコンプライアンス推進責任者と個別に協議し、決定するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、社外への異動者の研究データをどのように引き継ぐ

か予め決めておくものとする。

4 社外への異動者が残し、会社が継続して管理し、保存する研究データについては、予め決められた保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄するものとする。なお、研究データは研究者個人のアイディア及びノウハウ等が含まれるものであることから、研究データの管理及び保存に係る業務又は不正行為等の調査以外に使用してはならない。

5 新たに採用され構成員となる者が他機関から持ち出した研究データで、成果の発表から第29条で規定する期間を経過していないものについては、管理簿を作成し、管理及び保存を行うものとする。

（研究データの公開）

第32条 構成員が発表した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあった場合は、構成員の責任で誠実かつ適切に対応しなければならない。

第6章 モニタリング等

（監査）

第33条 公的研究費の適正な管理のため、合同会社UASテクノ内部監査規則（以下「内部監査規則」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

2 監査室あるいは監事は、研究活動等リスク別対応計画の不正が発生しやすいリスクに着目し、監査計画を適切に立案し、実効性のあるモニタリング体制及び方法により監査を実施するものとする。

（監査室と監事等）

第34条 監査室あるいは監事は、内部監査規則に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、最高管理責任者の指定する部署等と連携して研究活動等の不正防止を推進するための体制について検証するものとする。

第7章 その他

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、代表社員が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。